

放課後キッズクラブ 入会のしおり 令和4年度版



北網島小学校放課後キッズクラブ

運営法人 特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ

(注) 本案内の内容は、令和4年1月時点で作成したものです。



目 次

1	放課後キッズクラブとはP1
2	運営法人特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボについてP2
3	放課後キッズクラブの活動について	
4	放課後キッズクラブの開所日について	
5	放課後キッズクラブの利用区分についてP3
6	わくわく【区分1】の利用についてP4
7	すくすく【区分2A・B】の利用についてP5
	くすくす【区分2A・B】の利用料減免制度についてP6
8	保険の加入についてP8
9	利用申込みについてP9
10	利用の決定についてP10
11	新1年生の利用開始について	
12	利用区分の変更について	
13	広報誌『キッズ通信』P11
14	キッズクラブ利用予約についてP12
15	『利用カード』の提出について	
16	利用当日の流れについてP13
17	おやつについてP14
18	利用料等の支払方法について	
19	警報発表時等の対応についてP15
20	夏休み期間中の利用についてP16
21	ご意見・ご要望等についてP17
22	お問い合わせ先	

(参考資料)

- 保険に関するQ&A
- 令和4年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について

(様式等)

- 放課後キッズクラブ利用申込書記入例
- 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書、変更申込書記載例
- 就労（予定）証明書、就労（予定）証明書記入例
- 自営業従事者等申告書
- 利用にあたってのお願い兼放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。**①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。**

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

北綱島小学校放課後キッズクラブは、港北区が選定した法人（特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ）が運営を行っています。

★横浜市から保護者の皆さまへ★

横浜市では、放課後キッズクラブ事業が一層充実するよう事業の見直しに取り組んでいます。

令和4年度に向けては、有識者や関係者の皆さまから広く意見を聴取する検討会や、事業にかかわる関係者へのアンケートを実施したうえで、「子ども・子育て会議 放課後部会」の有識者の方々にもご意見を賜りながら、検討を進めております。このため、令和4年度の利用にあたり「入会のしおり」の内容から変更が生じる場合には、皆様に別途お知らせさせていただきます。

＜横浜市「放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて」ホームページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

（横浜市トップページ暮らし・総合子育て・教育＞放課後児童育成＞放課後キッズクラブ＞放課後放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて）



また、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度において放課後キッズクラブでは「遊びの場」を目的とするわくわく【区分1】については、利用時間や利用日を一部制限して実施をしています。

令和4年度においても、わくわく【区分1】については感染状況や教育活動にもあわせて引き続き利用を制限することもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、放課後キッズクラブに関する新型コロナウイルス感染症に係る通知等については、市ウェブページでもお知らせしていきます。

＜横浜市「新型コロナウイルス感染症に係る通知等について」ホームページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuuti.html>

（トップページ事業者向け情報＞分野別メニュー＞子育て＞放課後児童育成事業＞新型コロナウイルス感染症に係る通知等について）



2 運営法人 特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボについて

北綱島小学校放課後キッズクラブを運営する特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボは、こどもの健全育成を図る活動、社会教育の推進を図る活動を目的に設立されました。主な事業内容はこどもの居場所づくり事業、地域活動事業です。「安心、安全、楽しい」環境づくりをし、こどもたちの心に寄り添い、健やかな成長を見守ります。

北綱島小学校放課後キッズクラブの運営にあたっては、こどもたちを尊重した上で、自主的に考えて行動する環境を用意することで自己肯定感を醸成する機会を提供し、さまざまなプログラムを開催することで、こどもたちがそれぞれの可能性を見出す機会を提供することを目指しています。

3 北綱島小学校放課後キッズクラブの活動について

継続性のあるプログラムの企画・運営をします。主な活動内容はサイエンス教室、キッズイングリッシュ、造形活動等の知的な好奇心向上をめざしたプログラム、スポーツ推進プログラム、その他ワークショップ等の企画をします。活動場所はキッズルームをはじめ、校庭や体育館、学校から一時的にお借りする特別教室を使用します。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、次ページ参照）。

5 放課後キッズクラブの利用区分について（令和3年度時点）

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。

また、「すくすく区分」には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分		わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的		遊びの場	遊びの場＋生活の場	
登録条件		<ul style="list-style-type: none"> 当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。 当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。 		
		留守家庭児童等※であること		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	学校 休業日	午前10時～12時 午後2時～4時 ※午前・午後のどちらかで利用ができます。		
利用料		無料 上記利用時間外の利用 ※スポット利用は800円/回+ おやつ代100円/回	月額2,000円+おやつ代 ※延長料（午後7時まで）は <u>400円/回</u>	月額5,000円+おやつ代
			減免あり	
保険加入料		年額700円必須		
定員		なし	あり	
利用申込に必要な書類		利用申込書	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 留守家庭児童等であることの証明書 	
		※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）の提出が必要です。</u>		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6 わくわく【区分1】の利用について

(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前10時～12時、午後2時～4時 ※どちらかの時間帯で利用

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) わくわく【区分1】の活動について

<平日（学校のある日）>

学校授業終了後、キッズクラブの受付へ移動します。受付で利用カードを提出します。全学年の授業が終わるまで、校庭や体育館の活動ができませんので、その間はキッズルームで静かに過ごします。全学年の授業終了後、校庭や体育館で活動します。（参考：6校時終了時間午後3:30頃）

<学校休業日>

午前10時～12時または、午後2時～4時どちらかの時間帯で利用ができます。夏季の暑さ対策や感染拡大防止の観点から、状況により利用に制限がある場合があります。別途キッズクラブからのお便り等でお知らせします。

※午後4時以降の利用、土曜日の利用、学校休業日における指定時間外の利用についてはスポット料金800円がかかります。

(3) 利用料について

わくわく【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代100円がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻までは、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

(4) 非常時における利用制限について

警報発表時や夏休みにおいて猛暑が予想される時、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

なお、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の対応については、以下のとおりです。

【新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、放課後キッズクラブでは、横浜市が策定する「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき安全対策を図りながら運営をしています。

令和3年度においては、密を避けるため、横浜市の指示に基づき、遊び場利用であるわくわく【区分1】については、利用時間や利用日を一部制限して実施しています。

現在もまだ感染拡大が終息しない状況であることから、令和4年度においても、横浜市の指示に基づき、わくわく【区分1】の利用については、引き続き利用時間や利用日を制限させていただく可能性があります。あらかじめご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

また、区分にかかわらず、学級閉鎖中のクラスの児童はキッズクラブの利用ができません。

7 すくすく【区分2A・B】の利用について（令和3年度時点）

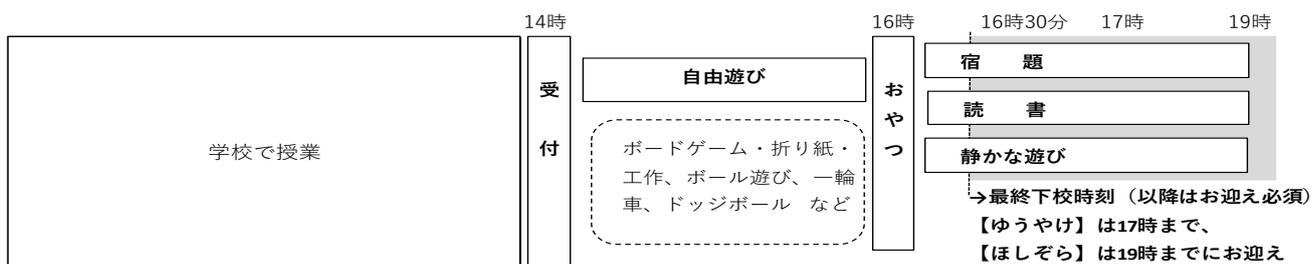
(1) 利用時間

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
学校休業日		

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

(2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校がある日）>



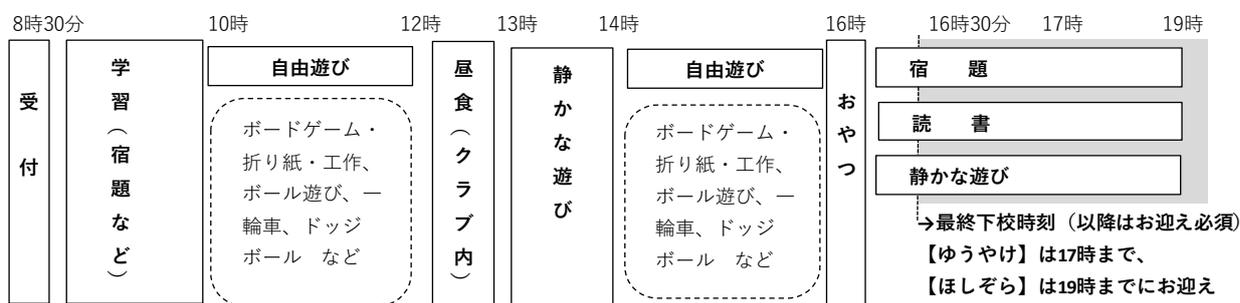
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日（土曜日含む）>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料金について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいております。利用料金はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料金（月額）	2,000円	5,000円
延長料金（午後7時まで）	1回あたり400円	—

※利用料金とは別に保険の加入が必要です。

※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（詳しい内容はキッズからのお便り等でお知らせします。）

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります。

<すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

(1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

(2) 減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

- (例) 月額利用料(※)が2,000円の場合は、減免後の利用料金は月額0円
月額利用料(※)が5,000円の場合は、減免後の利用料金は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料(1回800円)、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長料(1回400円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

(3) 減免制度利用にあたっての留意点

- ・(4)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

減免を希望する場合は次ページの「(4) 申請手続き」もあわせてご確認ください。

(4) 申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。）

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

対象となる方	提出書類	提出時期
①就学援助を受けている方	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピーしたもの】 ・ <u>年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）</u> ・ <u>4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※）</u> ・ <u>新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。</u>	学校から受理次第 速やかに
②生活保護世帯の方	保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】 ・保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）	キッズクラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時
③市民税所得割非課税世帯の方	以下の書類のうちいずれか1つ ・ 市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】 区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ・ 市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ・ 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ※減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。 ※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。	キッズクラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時

※前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくとともに、制度運営費を負担していただきます。この制度は北綱島小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。また、「保険制度に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

〔①傷害保険〕〔②賠償責任保険〕2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険制度運営負担金 お子さん1人につき 年額700円

※振込手数料は保護者様の負担となります。ゆうちょ銀行窓口と郵便局ATMで振込手数料が異なります。兄弟姉妹で登録の場合、お子さま一人ひとりお振込みいただくため、それぞれ手数料がかかります。

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対人賠償・対物賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

*傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

(4) 支払方法

保険制度負担金のお支払いは、ゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。『振替払込書兼受領書』の写しを申込書に貼り付けをお願いします。原本はご家庭で保管してください。インターネット等でのお支払いはご遠慮ください。

(5) その他

・利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。

・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

9 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月25日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込期間※4/1から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 保険料（700円） 	令和4年2月21日～3月19日	
すくすく 【区分2A・B】	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 保険料（700円） 留守家庭児童等を証明する書類 預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書 		

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、給食開始日からの利用開始となります。

<事前面談が必要な方>

次の方は申込時に面談を実施いたします。事前にキッズクラブへご連絡ください。

□お子さんと一緒に面談

- ・新一年生の【区分2A・B】登録希望の方
- ・在校生で新たに【区分2A・B】登録希望の方
- ・新一年生の【区分1】登録希望で4月1日から給食開始日前の期間に利用希望の方

□保護者の方と面談

- ・区分にかかわらず、お子さんに食物アレルギーがある方 「学校生活管理指導表」の写しをご持参ください。

<留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労（予定）証明書</u>
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> （※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> （※2）
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> ※ ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

各種証明書の用紙につきましては、キッズクラブへお問い合わせください。ホームページからダウンロードも可能です。

10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人から事前にご連絡させていただきます。

11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始日からとなります。ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。 <u>給食開始日前に利用する場合は事前面談をお願いします。</u>
すくすく【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

【新1年生の利用にあたっての注意事項】

次の点にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- ① **4月末まで保護者のお迎えを原則とします。**学校開始日以降は3年生以上の兄弟姉妹がいる場合は、4時まで兄または姉のお迎えも可能です。**新1年生は4月中のひとり帰りはできません。**
- ② 学校休業日の利用にあたっては、4月末までは必ず保護者の責任で送迎をお願いします。
- ③ 区分2A・B登録希望または区分1登録希望で給食開始日前に利用の場合、お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談が必要になります。

12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月25日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月25日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。
- 一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が再度必要になります。
- すくすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇄ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズ通信』により行います。内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

毎月中旬に発行し、お子さんを通じてご家庭に配付します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に配付することもあります。

(2) 『キッズ通信』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

全日程予約制となりますので利用予約についての記載があります。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズ通信』への写真掲載について～

『キッズ通信』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載する場合があります。『キッズ通信』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

14 キッズクラブ利用予約について

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、予約フォームより予約をお願いします。

キッズ通信に記載されている翌月の予定案内をご確認いただいたうえで、スマートフォンやパソコン等での予約手続きをお願いします。毎月予約締切日までに翌月分の利用予約をお願いします。予約フォームQRコードや予約変更についてはキッズ通信等でご案内しますので、ご確認ください。

在校生及び新1年生で区分2登録の方へは申込書を提出の際に4月の予約案内についてお知らせします。利用申込書はキッズクラブへ直接ご提出ください。

15 『利用カード』の提出について

『利用カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し利用の際は『利用カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。『利用カード』は、利用申込書と引き換えにお渡しします。

予約日を確認し、必要事項(「**下校時間**」・「**お迎えの有無**」・「**保護者印(署名も可)**」)を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、『利用カード』を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します(それが「利用確認」になります)。

<利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合>

- ・利用予約があってもキッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をする場合があります。
- ・保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すすく【区分2A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- ・なお、すすく(ゆうやけ)【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
- ・利用カードがなく、かつ利用予約がない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

<予定外の利用の場合(「利用予約」での申込みがなく、急きょ利用したい場合)>

- ・わくわく【区分1】(スポット利用除く)においては、利用カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。
- ・すすく【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつ準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「利用カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

<利用を取りやめる場合>

当日の午後2時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。

なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- ・お子さんの安全確認の観点から、利用日の予約が原則となります。
- ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

16 利用当日の流れについて

(1) 授業終了後からキッズルームへ移動します。

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、ランドセル等の荷物を持って、キッズクラブ活動場所へ行きます。
※学校休業日等については、キッズクラブから指定された門より入校し、キッズクラブへ行きます。
- ② 利用カードをキッズクラブのスタッフに渡して受付をします。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズ通信』等でお知らせします。※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

<キッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

- ・利用者カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」「検温」の記入すること）
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- ・上履き（要・不要はキッズクラブにお尋ねください。）

<キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物>

※すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象

- ・上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
- ・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）

<キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

- ・学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

(3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子さんが一人で帰る場合も来所時同様、保護者の責任で下校をお願いしています。

(ア) 下校について

・ひとり下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。下校時刻は30分毎に設定しています。（次ページ表参照）。お子さんが一人で帰る場合には、利用者カードに「下校時刻」を記入してください。時間の記入は30分刻みとなります。

- ・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時までに下校となります。
※わくわく【区分1】のお子さんは、利用カードに「お迎え」となっている場合で、午後4時を越えた場合は、スポット料金がかかります。
- ・すくすく【区分2A・B】で最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。次ページ表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

<表>ひとり下校時刻

	すくすく【区分2A・B】下校時刻				最終下校時刻
4～5月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	午後4時30分
6～9月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分
10～1月	午後3時30分	午後4時00分	—	—	午後4時00分
2～3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	午後4時30分

※わくわく【区分1】のお子さんは年間を通じて最終下校時刻の午後4時まで、30分単位で下校可能です。

(イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間を『利用カード』に記入してください。お迎えに来た際は、キッズクラブが指定した門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、キッズルームまでお越しください。

- ・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円/回）となります。
- ・車での送迎については、原則禁止です。近隣にお住いの方への影響もありますのでおやめください。

[代理引き取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

17 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額100円を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、面談等でご相談ください。

18 利用料等の支払方法について

(1) すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】の利用料金等の支払方法

- ① すくすく区分のご家庭は「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」のご提出をお願いします。
- ② ご請求明細で、当月分の月額利用料（ゆうやけ：2000円、ほしぞら：5000円）・前月分のおやつ代・前月分の延長料（ゆうやけのみ、400円/回）をご案内します。
- ③ 上記のご請求金額を保護者様の指定口座より引き落としさせていただきます。詳細については、別紙「ご利用料金のお支払方法について」をご覧ください。

(2) わくわく【区分1】のスポット利用料金等の支払方法

利用料800円とおやつ代100円をご利用日お迎え時に現金にてお支払いください。詳細については、別紙「ご利用料金のお支払方法について」をご覧ください。

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、終日閉所となります。</p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。</p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	キッズ開所前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、終日閉所となります。</p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。</p>
	キッズ開所後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○横浜市 防災情報ポータル URL: <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

▶本市トップページ暮らし・総合防災・救急・防犯防災・災害防災・災害情報防災情報・防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況) (外部サイト)

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

20 夏休み期間中の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn アカウント名 : 環境省

QRコード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

21 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、北綱島小学校放課後キッズクラブまたは運営法人特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボまでご相談ください。

22 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関する事、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

北綱島小学校放課後キッズクラブ
特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ
横浜市港北区こども家庭支援課

TEL：542-3341
TEL：717-5503
TEL：540-2212

★保険制度運営負担金のお振り込みと 放課後キッズクラブの利用申し込み方法について★

《利用申し込みの手順》

(1) 放課後キッズクラブから配付される、専用の「払込取扱票」に必要事項を御記入のうえ、お近くのゆうちょ銀行または郵便局のATMで傷害見舞金制度負担金をお振り込みください。傷害見舞金制度負担金は、**利用児童1人につき年額700円**(兄弟姉妹の2人が放課後キッズクラブを利用する場合は1,400円)がかかりますので、払込取扱票は1人1枚ご使用ください。

★ゆうちょ銀行以外の銀行やコンビニではご利用いただけませんのでご了承ください。



(2) お振り込み後、受け取った「ご利用明細票」(窓口を利用した場合は「振替払込請求書兼受領証」)のコピーをとり、コピーを「放課後キッズクラブ利用申込書」に貼付します。

★原本は必ずご家庭で保管してください。

ATM利用

窓口利用



どちらかの
コピーを貼付

【利用申込書 裏面】

VI 保護者等連絡先
以下の連絡先は、災害の発生後連絡や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

保護者の氏名	氏名	【性別】	同じ学校に在籍している兄弟姉妹 (いる場合に記入)
住所	〒		年 組 (名)
電話番号 (自宅)			年 組 (名)
携帯電話 (自宅)			
勤務先 (自宅)			キッズ(学校)から自宅までの経路
勤務先 (電話)			
住所	〒		
電話番号 (自宅)			
携帯電話 (自宅)			
勤務先 (電話)			
保護者等連絡先/連絡先住所(郵便番号)の記入			
のり付けしてください			

VII 児童代理引取人届出
児童代理引取人は「VI 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
・児童代理引取人がおられない場合は、本人欄を記入してください。 **登録証を、身分を証明できるものをご持参ください。**
・当該児童が児童の場合、引取人は、「VI 保護者等連絡先」欄に記入した方のみさせていただきます。

児童代理引取人名	性別	住所	電話番号

放課後キッズクラブを連絡先欄 ※保護者の方は当該欄に記入しなくても構いません。

受付日	すくすく区分会館利用希望	給食利用	乗務加入希望
該当(予定) 証明書・自費費収受等・病欠・障害等申告書・診断書(写)・身体障害者(写)・退職届(写)・年金証(写)・在学証明書・等(写) 任意書		あり	なし

(3) 「利用申込書」に必要事項を記入して、放課後キッズクラブに提出してください。

**★保険制度運営負担金をお振り込みいただいただけでは、
利用申込み手続きは完了しませんのでご注意ください。**

*** 振込手数料は保護者負担となります。ご了承ください。**

保険制度に関する Q&A



★制度全般

Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。
必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 各運営法人が選定した保険加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している保険制度の掛金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに途中で止めた場合、負担金の700円は返還してもらえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

★傷害補償について

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 対象となる事故は、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅への一時帰宅も可)における「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害です。けんしょう炎など病気によるものは対象になりません。※「新型コロナウイルス感染症」「特定感染症」は対象外です ※往復途中とはキッズクラブ自宅へ「通常の経路」で真直ぐに帰宅することです。

Q 子どもが指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は対象になるのでしょうか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は支払われます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。又保険金は医療機関に支払った全額が補償されるものではなく定額の支払となります。

★賠償責任補償について

Q どのような事故が賠償責任保険金の支払いの対象となるのでしょうか？

A 子どもがキッズクラブの活動中にクラブや学校の窓ガラスを破損した。他の児童にケガをさせて治療費を請求されたなど法律上の損害賠償責任を負う場合に対象となります。

Q 子どもが他の児童の水筒を落として壊してしまいました。買い替え費用が全て補償されるのでしょうか？

A いいえ。補償される金額は破損した物の修理代又は時価額のいずれか低い金額となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A 活動中・往復途上中に傷害・賠償事故が発生した場合、速やかにスタッフに報告してください。後日、保険会社から保険金請求書類が送付されます。必要事項をご記入の上、ご返送ください。

令和4年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>

利用申込書（全利用区分、必須）		チェック欄
保険料（全利用区分、必須）		
すくすく【区分2A・2B】に登録する場合 ※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 ※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。		
保護者の状況	対象書類	
会社員、公務員等	就労（予定）証明書	
勤務予定者		
産休中及び育休中		
自営業	自営業者等申告書	
病気の方	病気・障害等申告書 + 診断書等病気の状況がわかる書類	
看護・介護中の方		
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類	
求職中の方	求職活動申告書	
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書	
お子さんに食物アレルギーがある場合 学校生活管理指導表（写）		
減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。		
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ 【コピーしたもの】※7月下旬以降に提出	
生活保護世帯	保護証明書【原本】	
	生活保護費支給証（写）	
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】	
	市民税・県民税税額決定・納税通知書(写)	
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）	
	横浜市寡婦（夫）みなし適用通知書（写）	

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

令和4年 3月 1日

令和4年度 ○○小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

提出日を記入しま

運営法人 宛 次のとおり○○小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら	学校名	市立 国立・私立・その他 (1つを○囲み)
氏名	横浜 さくら		横浜小学校
生年月日	平成26年 10月 30日 (7才)	学年・組	2年 組
利用区分 (1つを○囲み)	1 わくわく【区分1】	利用料 : 無料 利用時間 : ~16時	※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/回)を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。
	2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	利用料 : 2,000円/月 利用時間 : ~17時	【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、 保護者の方の就労証明書等の提出 が必要です。
	3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	利用料 : 5,000円/月 利用時間 : ~19時	
利用開始希望日	令和3年4月1日	記入日時点のお子さん	4月からの学年を記入してください。

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月~金) (1つを○囲み)	週 1・2 (3)・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-------------------	----------------------	-------

III 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	卵、小麦
---------------------------	-------	-----------------------------	------

※食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「**学校生活管理指導表**」(写)を提出してください。
※学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
※食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、**職員との面談を実施します。**

IV その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の 配慮すべき事項	肌がかぶれやすい(軟膏塗布)	平熱 : _____℃
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を (希望する) 希望しない (どちらかを○囲み)		

V 減免利用について ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用	あり・なし
減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください。			

VI 確認事項

- 年度○○小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。
- 当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- 放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区子ども家庭支援課や利用児童が通う○○小学校に対して提供することを認めます。
- 児童育成の観点から、必要に応じて、○○小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、○○小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。
- (減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

令和4年 3月 1日 保護者氏名 (自署) 横浜 太郎

記入日を入れてください。

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】(裏面あり)

VII 保護者等連絡先

以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

連絡先①	氏名	横浜 太郎	【続柄 父】	同じ学校に在籍している兄弟姉妹 (いる場合に記入)
	住所	〒 000 - 0000 中区港町1-1-804		年 組 (名)
	電話 (携帯)	090-0000-0000	(自宅) 045-000-0000	年 組 (名)
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇.ne.jp		
	勤務先	(株) 〇〇商会 (電話) 03-0000-0000		キッズ(学校) から自宅までの略図
連絡先②	氏名	横浜 花子	【続柄 母】	*枠内に収まらない場合は、別紙で提出してください。
	住所	〒 000 - 0000 中区港町1-1-804		
	電話 (携帯)	080-0000-0000	(自宅) 045-000-0000	
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇.ne.jp		
	勤務先	(株) 〇〇サービス (電話) 03-0000-0000		
連絡先③	氏名		【続柄	
	住所	〒	-	
	電話 (携帯)		(自宅)	
	メールアドレス			
	勤務先		(電話)	
★保険制度運営負担金「振替払込請求書兼受領書」の写し (コ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 30%;">のり付けしてください</div>				

VIII 児童代理引取人届出

- ・代理引取人は「VII 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、「VII 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住 所	電話番号
横浜 三郎	祖父	横浜市中区〇〇-〇-〇	045-000-0000

放課後キッズクラブ事務処理欄

※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免			保険加入 確認
		適用	対象事由	書類受理日	
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写) 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書 その他 ()	あ り ・ な し	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯		

令和4年度 小学校 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書

運営法人 ソーシャルキッズクラブ 宛 次のとおり放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな		学校名	市立・国立・私立・その他 (1つを○囲み)
氏名		学年・組	年 組
利用区分 変更 <small>(該当するものを○囲み)</small>	<現在の区分>	⇒	<変更後の区分>
	1 わくわく【区分1】	⇒	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】
	2 わくわく【区分1】	⇒	すくすく(ほしぞら)【区分2B】
	3 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	⇒	わくわく【区分1】
	4 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	⇒	すくすく(ほしぞら)【区分2B】
	5 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	⇒	わくわく【区分1】
	6 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	⇒	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】
区分変更の理由 (記入必須)		利用開始希望月	

※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/円)を除き、16時で一斉下校となります。
 また、わくわく【区分1】は、警報発表時や猛暑時等において、利用できない場合があります。
 ※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、**保護者の方の就労証明書等の提出が必要**です。
 また、月額利用料として、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は2,000円(～17時まで)、すくすく(ほしぞら)【区分2B】は5,000円(～19時まで)がかかります(おやつ代除く)。

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への変更の場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月～金) <small>(1つを○囲み)</small>	週 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 日程度	土曜日の利用 <small>(どちらかを○囲み)</small>	あり ・ なし
------------------------------------	-------------------------	-------------------------------------	---------

III 減免利用 ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 <small>(希望する場合のみ○囲み)</small>	希望する	昨年度の減免の適用 <small>(どちらかを○囲み)</small>	あり ・ なし
---------------------------------------	------	--	---------

IV 確認事項

当該変更届及び提出書類に虚偽はありません。	保護者氏名 (自署)
年 月 日	

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記載しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録書類	利用料減免		
		適用	対象事由	書類受理日
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書・病気・障害等申告書・診断書(写)・身体障害手帳(写)・求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書・その他()	あり ・ なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯	
備考				

〇〇年度 〇〇小学校 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書 提出日を記

運営法人 宛 次のとおり〇〇小学校放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな	よこほま さくら		学校名	市立 国立・私立・その他 (1つを○囲み)
氏名	横浜 さくら		学校名	横浜小学校
			学年・組	2年 2組
利用区分変更 (該当するものを○囲み)	<現在の区分>	⇒	<変更後の区分>	
	1 わくわく【区分1】	⇒	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	
	2 わくわく【区分1】	⇒	すくすく(ほしぞら)【区分2B】	
	3 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	⇒	わくわく【区分1】	
	4 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	⇒	すくすく(ほしぞら)【区分2B】	
	5 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	⇒	わくわく【区分1】	
6 すくすく(ほしぞら)【区分2B】	⇒	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】		
区分変更の理由 (記入必須)	保護者の就労状況が変わり、17時以降も利用したいため。		利用開始希望月	令和4年6月

※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/円)を除き、16時で一斉下校となります。

また、わくわく【区分1】は、警報発表時や猛暑時等において、利用できない場合があります。

※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。

また、月額利用料として、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は2,000円(～17時5,000円(～19時まで)がかかります(おやつ代除く)。

一度すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に登録していた方も、わくわく【区分1】からすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出を再度必要となります。

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への変更の場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月～金) (1つを○囲み)	週 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり ・ なし
---------------------	-------------------------	----------------------	---------

III 減免利用 ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり ・ なし
------------------------	------	-------------------------	---------

減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください

IV 確認事項

当該変更届及び提出書類に虚偽はありません。

令和4年 5月 15日

保護者氏名
(自署)

横浜 太郎

記入日を入れてください。

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記載しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免		
		適用	対象事由	書類受理日
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書・ 病気・障害等申告書・診断書(写)・身体障害手帳(写)・ 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書・ その他()	あり なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯	
備考				

自営業従事者等申告書

放課後キッズクラブ名 ()
申込児童氏名・学年 ()

小学校放課後キッズクラブ)
・ 第 () 学年)

※自営業

事業所名		電話 () -	
代表者名		業種	
事業所所在地 (勤務場所)			
住居との関係	同一 ・ 同一敷地内別棟 ・ 居住外 ・ その他 ()		
事業開始年月日	年 月 日	営業時間	: ~ :
事業に従事 しない曜日	日・月・火・水・木・金・土	家人以外の 従業員	無・有 (人)

※就労時間

利用児童との続柄	就労時間	就労日数 (週平均)
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日

(宛先) ○○小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者
上記のとおり相違ないことを申告します。

年 月 日

保護者氏名
(申告者)

(横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用)

利用料減免制度を申し込まれた保護者の皆様へ

放課後キッズクラブ利用料減免制度の利用にあたってのお願い

利用料減免制度を利用される方は、以下の点についてご確認くださいませようお願いします。

【減免制度を利用する方（共通）】

- 減免を受ける要件（就学援助を受けている、生活保護世帯である、市民税所得割非課税世帯である）を満たさなくなった場合については、速やかに裏面の「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合
婚姻により非課税世帯では無くなった場合等
- 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

【就学援助を受けている方】

- 4月に当初に就学援助の申請をされた方は、7月下旬に学校より「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ」が送付されますので、届き次第速やかにキッズクラブへコピーしたものを提出ください。4月から書類提出までに支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※）
- 年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）
※令和3年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

【市民税所得割非課税世帯の方】

- 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なります。

減免を受ける月	必要な証明書の年度	証明書の請求先
4・5月	前年度の証明書	前年度の1月1日に住所があった市区町村
6月～翌年3月	今年度の証明書	今年度の1月1日に住所があった市区町村

⇒4月から1年間減免を受ける場合は、前年度と今年度の証明書をご提出ください。

- 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

裏面は「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」です。

放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

年 月 日

小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者宛て

住 所 _____

保護者氏名
(自署) _____

利用料減免の適用対象から外れたため、下記のとおり申告します。

記

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
利用料減免の 適用外の理由	1 就学援助を受給しなくなったため 2 生活保護世帯ではなくなったため 3 市民税所得割非課税世帯ではなくなったため 4 その他 ()		
事由発生月	令和 年 月		

※事由発生月の翌月から減免が適用されなくなります。

(横浜市・放課後キッズクラブ用)